

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 廸 義

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(通信指令課) <b>第16条</b> 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) (3) 緊急配備及び <u>重大事案</u> の初動措置に関すること。	(通信指令課) <b>第16条</b> 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) (3) 緊急配備及び <u>突発重大事案</u> の初動措置に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。